

自動車損害賠償保障法施行令

(昭和 30 年 10 月 18 日 政令第 286 号)

(保険会社に対する損害賠償額の支払の請求)

第 3 条 法第 16 条第 1 項の損害賠償額の支払いの請求は、次の事項を記載した書面をも
って行なわなければならない

- 1 請求する者の氏名及び住所
- 2 死亡した者についての請求にあっては、請求する者の死亡した者との続柄
- 3 加害者及び被害者の氏名及び住所並びに加害行為の行われた日時及び場所
- 4 当該自動車の道路運送車両法の規程による自動車登録番号若しくは車両番号、地方税法(昭和 25 年法律第 226 号)第 446 条第 3 項(同法第 1 条第 2 項において準用する場合を含む。)に規定する標識の番号又は道路交通に関する条約の規定による登録番号(これらが存しない場合にあっては、車台番号)
- 5 保険契約者の氏名及び住所
- 6 請求する金額及びその算出基礎

二、前項の書面には、次の書類を添付しなければならない

- 1 診断書又は検案書
- 2 前項第 2 号及び第 3 号の事項を証するに足りる書面
- 3 前項第 6 号の算出基礎を証するに足りる書面

(アンダーライン当会記)

本件は、従来からの交通事故患者の整復師取り扱いに対する根拠とされているものです。
ここでは

○ 自動車損害賠償補償法施行令 第 3 条

保険会社に対する損害賠償の請求方法

請求の算定根拠 (第 3 条第 1 項 6 号)

診断書、添付書類 (第 3 条第 2 項 1 号)

明細書、添付書類 (第 3 条第 2 項 3 号)

として、診療費算定基準の自由料金制(適正かつ妥当な額)と文書料(診断書等)が認められるものです。整復師を理由としてその正当業務を無視・妨害する誤りが分ります。

(アンダーラインは当会記)